

特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込等について

当社としては、災害時における通信手段を確保するため、以下の考え方を基本に、特設公衆電話の事前設置を進めていく考えです。その際、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案しつつ、公衆電話の設置台数が過大なものとならないよう十分配慮します。

なお、事後設置型の特設公衆電話については、災害等の発生により開設された避難所のうち、避難者の通信確保のため自治体から特に設置要望があった所(特設公衆電話が事前設置されていない避難所に限る)に対して、施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上、原則、避難所が閉鎖されるまでの間、設置します。

これらについて、平成25年6月に関係事業者に開示し、意見を求めましたが、変更を要する意見が特段なかったことから、当初どおりの内容としております。

1. 事前設置の考え方

区分	設置対象	主な対象施設	設置台数の考え方
A. 避難所	原則、国民保護法(148条)及び国民保護法施行令(35条)に基づいて都道府県知事が指定した避難場所(学校・公民館等)のうち、各市区町村から設置要望のあった避難所	小中学校 公民館等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上決定
B. 都市部における帰宅困難者対策拠点	原則、大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、駅等の施設のうち、地震帰宅困難者対策協議会※1または自治体等から設置要望があり、且つ当社と設置に関する協議が整った施設	公共施設、オフィスビル、ホテル、駅等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体・施設管理者等と協議の上決定 但し、駅等、既に街頭公衆電話が相当数設置されている施設については、街頭公衆電話の設置状況等を踏まえて、設置要否や必要台数等を判断

2. 事前設置台数(H24年度末)

2,534箇所、6,201台

3. 事前設置見込(H28年度末)※2

15,000箇所、34,000台

※1 現時点においては、「大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会」(大阪市)と対応中です。

※2 これまでの自治体等との対応状況や設置実績を踏まえて推計したものであり、国・自治体等による防災計画の見直し状況等によって設置見込数は変動します。